

日本栄養支援配食事業協議会

定款

第1条(名称)

本会は、日本栄養支援配食事業協議会(／英表記 Japan Nutrition Support Food Delivery Conference)と称する。

第2条(目的)

本会は、会員相互の連携並びに関係行政機関、関係諸団体の連携を図りつつ共同調査・研究活動を行い、自宅での食事を必要とする利用者に対しての適切な食事・食材・食品と使用における適切な情報提供を通じて、宅配事業業界の健全な発展を図るとともに、高齢化社会における国民の健康の維持・増進に貢献することを目的とする。

第3条(事業)

本会は、本会の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 自宅への食事や食材・食品を提供する業務、およびこれに関連する事業活動、諸制度等の情報収集並びに調査・研究
2. コンプライアンス上適切な業務を行うための情報交換・共有
3. 宅配食の啓発・普及活動
4. 関係行政機関並びに関係諸団体との連携
5. その他本会目的の達成に必要な事項

第4条(会員資格)

本会の会員は次の2区分とする。なお、2019年12月31日までに加入済みの会員は「正会員」とする。

(1) 正会員

宅配食・食材キット、自宅での食事療法に使用される食品の製造業者、販売業者、上記食品キット、食品向け食材を製造している、総合的に上記に関連すると判断される業者を以って組織する。個人および団体。

(2) 賛助会員

正会員の資格を満たさない個人及び団体。正会員の資格を満たした際、事務局に申請し承認を受けることにより正会員に区分変更することができる。

第5条(入退会)

第4条に定める資格のある者で、本会に入会を希望する者は、本会の定める入会申込書、会社概要、誓約書を提出し、役員会の承認を得た後、別途定める入会金及び年会費を納めなければならない。

1. 会員は、1名以上の運営委員参加者を本会に届け出る。
2. 会員は、書面による申し出により退会することが出来る。また、業を廃止した時、除名になった時は退会するものとする。退会時には、本会の定める内容の退会申請書を提出する。
3. 退会した会員に対しては、既納の入会金または会費を返還しない。

第6条(除名)

本会の名誉を傷つける行為または目的に反する行為があった会員に対しては、総会または役員会の議決により、除名または本会での活動を停止させる事が出来る。

第7条(役員)

本会を運営するため、会長 1 名、副会長 1 名、理事 7 名以上を置く。

1. 会長は、本会を代表し、会を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
3. 理事は、会務を分掌する。
4. 役員は、総会において運営委員の中から選任する。
5. 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
6. 役員に欠員が生じた時、補欠選任することができる。補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条(総会)

定例総会は、年1回開催するものとし、会長が召集し主宰する。但し、会長に支障のある時は、副会長が代行する。なお、決議の票は加盟企業 1 社につき、1 票とする。

1. 臨時総会は、加盟企業の3分の2以上の要望がある時および必要に応じて会長が召集し主宰する。但し、会長に支障のある時は、副会長が代行する。
2. 総会は、委任状を含め過半数の加盟企業の出席がなければ開会することができない。
3. 総会の付議事項は、次の事項とし、加盟企業の過半数の賛成を以って決するものとする。但し、役員会の決議により、重要事項を決定されたものにつき、加盟企業の3分の2以上の賛成を以って決するものとする事が出来る。
 - (1) 定款の制定と改正
 - (2) 役員の選任
 - (3) 会費の決定と変更
 - (4) 事業計画および予算の決定
 - (5) 事業報告および決算の承認
 - (6) その他必要事項
4. 総会の運営の詳細は、第9条に定める役員会において決定する。
5. 総会の議長および書記は、主宰者が指名した出席者より選出する。
6. 総会の議事録は、主宰者が指名した出席理事2名が、署名捺印して本会事務局に保存する。

第9条(役員会)

役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要と認める時、召集し主宰する。

1. 役員会は、役員構成員の過半数の出席がなければ開会する事が出来ない。
2. 役員会を招集するのが困難な場合に備え、役員構成員全員の書面による同意がある場合、決議されたものとみなす。

3. 役員会の付議事項は、次の項目とし、出席構成員の過半数の賛成を以って決するものとする。

- (1) 定例総会および臨時総会の開催および付議事項
- (2) 会員の入退会
- (3) その他本会の活動および運営に関する重要事項

第10条(運営委員会)

運営委員会を定期的に開催し、総会において承認された事業計画を実行するために必要な詳細事項の協議、決定を行う。

運営委員会は会長が招集し、主宰する。但し、会長に支障がある時は副会長が代行する。

1. 運営委員会は、加盟企業の過半数の出席がなければ開会出来ない。但し、出席出来ない加盟企業は委任状を提出することができる。
2. 運営委員会での協議事項は、出席者の過半数を以って決するものとする。

第11条(専門委員会)

本会の活動および運営に資するため、必要に応じ専門委員会を置く。

1. 専門委員会は、会長から委嘱された専門委員により構成し、任期は2年間とし再任を妨げない。
2. 専門委員会は、委員長および副委員長を選任する。
3. 専門委員会の運営方法は、別途役員会で決める。

第12条(事務局)

本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

1. 事務局に事務局長を置き、事務局長は事務局を統括し、これを代表する。
2. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別途役員会で定める。

第13条(会計)

本会の運営費として会員から年会費を徴収する。年会費は3万円とする。

正会員 年会費 3万円

賛助会員 年会費 5万円

なお、入会時期が年度の後半になった場合、年会費は半額とする。

1. 本会の運営に充てるため必要ある場合には、別途役員会で協議の上、決定する金額を臨時会費として徴収する事が出来る。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に至る1年間とする。

第14条(付則)

1. 本会の設立時の会員および役員は、第5条および第7条の規程に係らず、設立総会の定めるところとする。
2. 本会の設立初年度の会計年度は、2018年4月1日から2019年3月31日までとする。

2020年4月15日総会(書面議決)にて承認